

関連施策（機構集積協力金）

農地中間管理機構へ農地をまとめて貸し付けたりすることで、市町を通じて協力金の交付を受けることができます。

【地域に対する支援】

● 地域集積協力金

- 1 交付対象者
市町内の「地域」人・農地プランのエリア内の地域
※ 「地域」とは、集落など、外縁が明確である同一市町内の区域
- 2 交付要件
「地域」内の農地の一定割合以上が機構に貸し付けられていること
機構への貸付面積の合計（12月末時点）/地域内の全農地（農業振興地域内） \geq 2割超
- 3 交付単価（上限値：新規集積農地面積が少ないと減額されます。）
地域内の畑・樹園地を含む全農地面積（農振地）のうち機構への貸付割合に応じた単価を機構への貸付面積に乗じた金額を交付（用途は、地域農業の発展を図るもので市町で決める）
① 2割超5割以下：1.5万円/10a ② 5割超8割以下：2.1万円/10a ③ 8割超：2.7万円/10a
※ 機構に貸し付けられる前1年以内に担い手が所有権や賃借権等に基づく耕作、又は特定農作業受託を行っていない農地を、機構が担い手に賃借権の設定等を行った場合、その農地を新規集積農地といいます。
※ 担い手は、認定農業者、認定新規就農者、基本構想水準達成者、集落営農組織を指します。
※ 予算残額の範囲で、新規集積農地面積が少ない地域においても、上限値まで交付単価を引き上げる場合があります。

【出し手個人に対する支援】

● 経営転換協力金：経営転換・リタイアする場合の支援

- 1 交付対象者
① 経営転換する農業者 ② リタイアする農業者 ③ 農地の相続人
- 2 交付要件
① 全農地（自作地）を10年以上機構に貸し付け（農振地域外・10a未満・機構が借り受けない農地を除く）、かつ、機構から受け手に貸し付けられること（1筆以上の転貸確認でよい）（集落営農組織と特定農作業委託契約を10年以上締結した場合も対象、すでに特定農作業受委託をしていた農地を除く。）
② 遊休農地の所有者は、解消が必要（ただし、農業委員会が行う利用意向調査により機構への貸付意思を文書で示した者を除きます。）
- 3 交付単価 新規集積農地面積に対して3.5万円/10a（上限50万円/戸）
※ 予算残額の範囲で、新規集積農地面積以外にも交付される場合があります。

● 耕作者集積協力金：農地の集積・集約化に協力する場合の支援

- 1 交付対象者
機構の借受農地に隣接する農地、又は2筆以上が隣接する農地（交付対象農地）を、
① 自ら耕作する農地を機構に貸し付けた所有者
② 所有者が農地を機構に貸し付けた場合の当該農地の耕作者
※ 自作地の所有者自らが機構から借り受けた場合や機構に貸し付ける以前の利用権者が再び機構から借り受けた場合は、対象になりません。
- 2 交付要件
交付対象農地を10年以上貸し付け、かつ、当該農地が機構から受け手に貸し付けられること。（経営転換協力金の交付を受けた方は受けられません。）
- 3 交付単価 新規集積農地面積に対して1万円/10a
※ 予算残額の範囲で、新規集積農地面積以外にも交付される場合があります。

お問い合わせ先（TEL）

(H29.5)

農地中間管理機構

公益財団法人 三重県農林水産支援センター 0598-48-1228

県庁

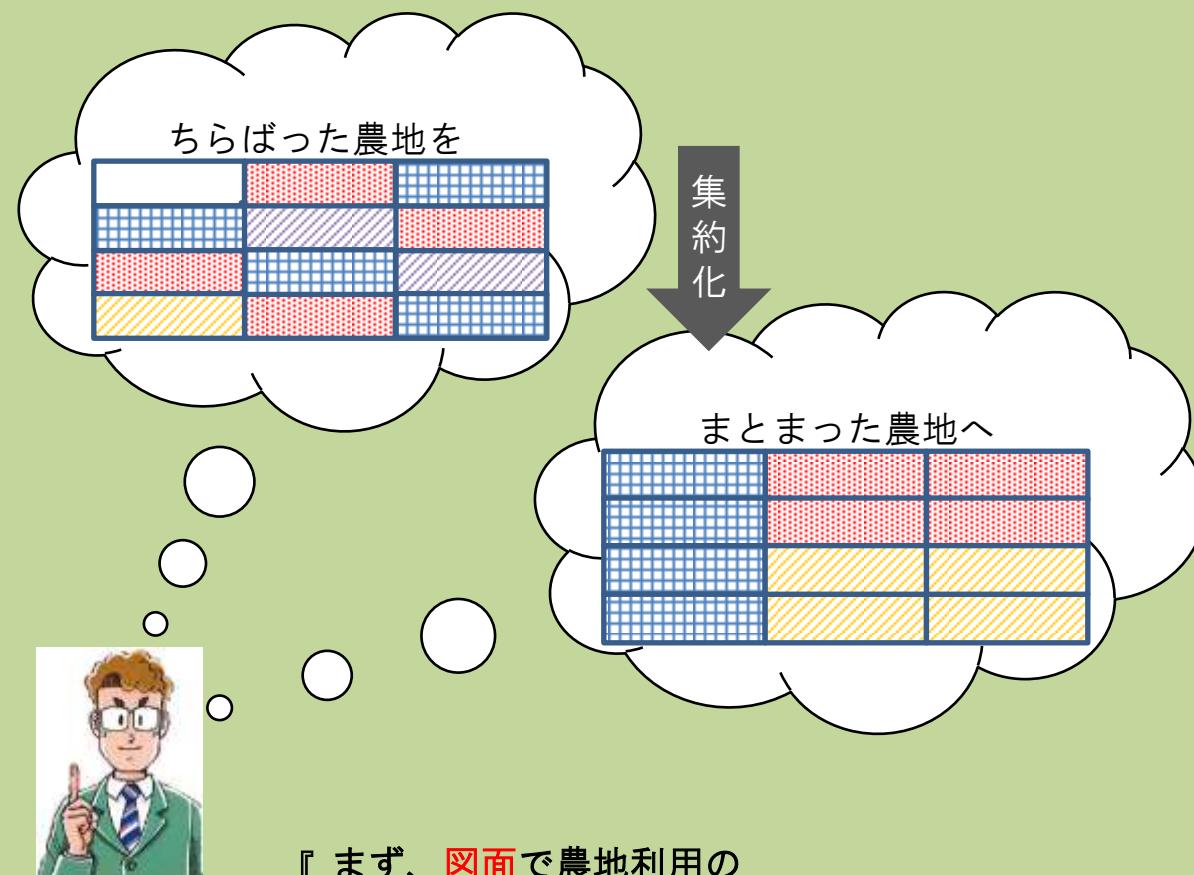
農林水産部担い手支援課 059-224-2354

県事務所：農地中間管理事業推進チーム

桑名農政事務所地域農政課	0594-24-7421	伊勢農林水産事務所地域農政課	0596-27-5164
四日市農林事務所地域農政課	059-352-0629	伊賀農林事務所地域農政課	0595-24-8108
津農林水産事務所地域農政課	059-223-5102	尾鷲農林水産事務所地域農政課	0597-23-3498
松阪農林事務所地域農政課	0598-50-0515	熊野農林事務所地域農政課	0597-89-6122

人・農地プランの作成に 農地中間管理事業を活用しよう！

農地集約のイメージ（農地利用図）



『まず、**図面**で農地利用の
「見える化」を進めよう！』

三重県は、公益財団法人三重県農林水産支援センターを農地中間管理事業の実施機関である農地中間管理機構として指定をしました。

農地中間管理事業は、地域の農業を将来にわたって守るため、皆様が大切にされている農地をお預かりして、担い手農家に集積・集約化する事業です。どうぞ、安心して機構へお預けください。



三重県知事からの
メッセージ

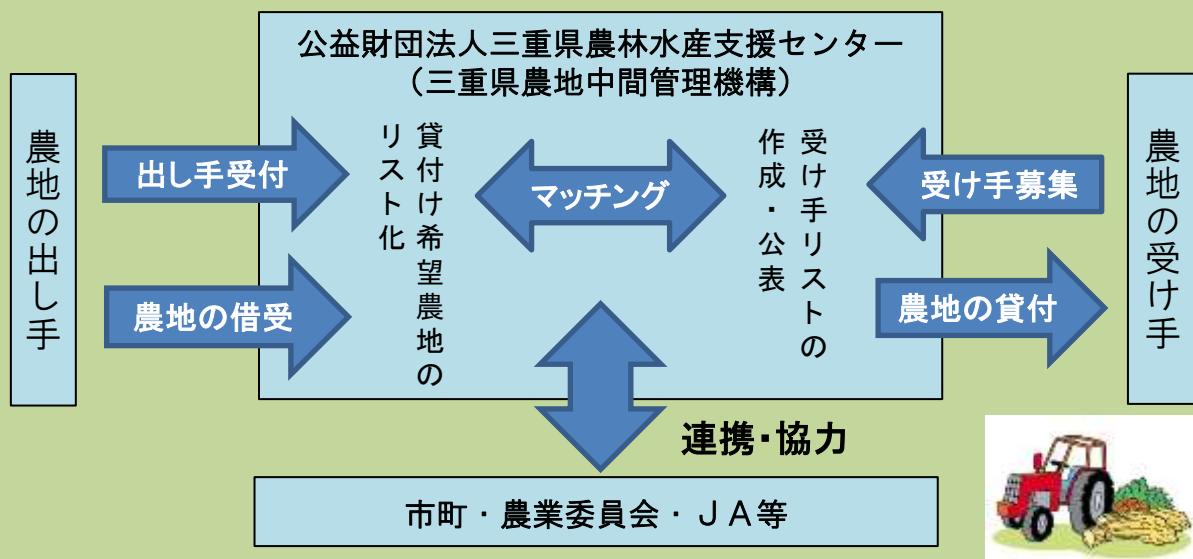
平成28年10月
三重県

公益財団法人三重県農林水産支援センター

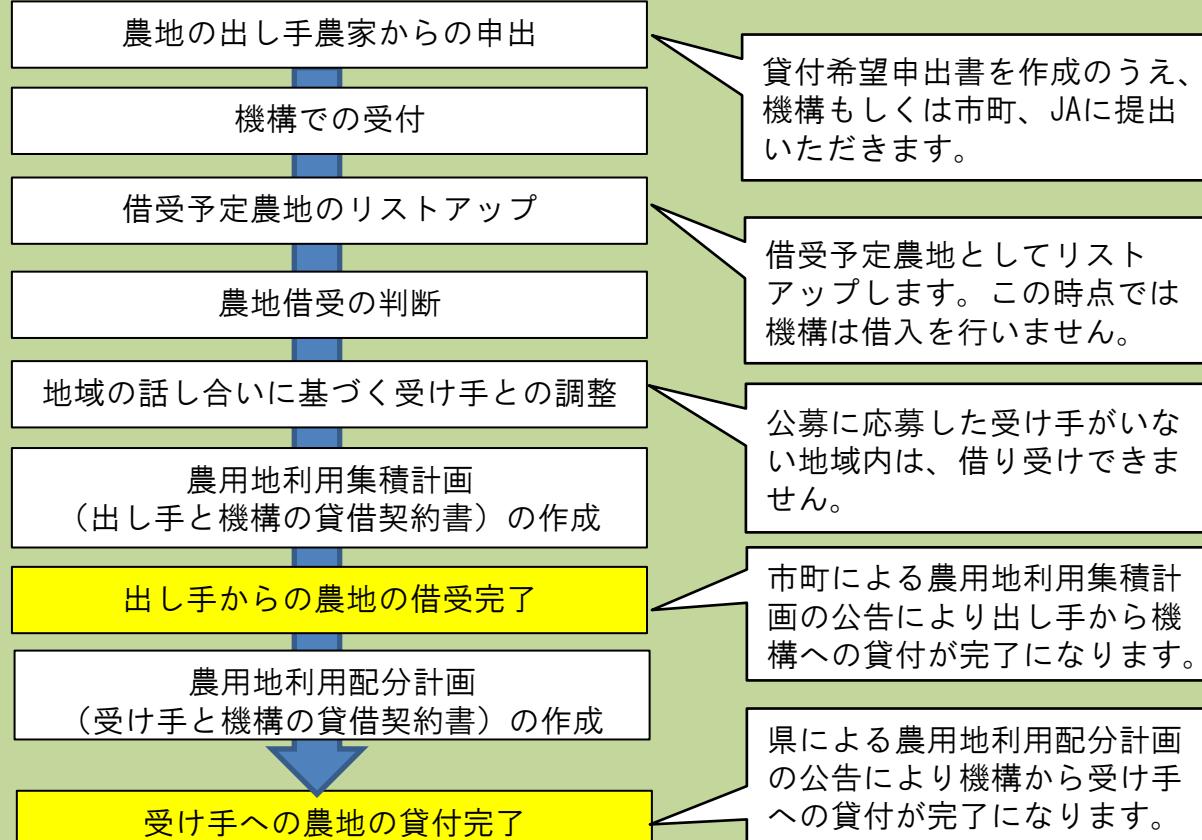
農地中間管理事業の概要

農地中間管理事業は、規模縮小農家、離農農家等から農地を借り受け、規模拡大等を望む担い手農家等へ一定の貸付ルールに基づき、農地を貸し付けること及び必要に応じて農地管理や条件整備（基盤整備等）を行うことにより、農地の利用の効率化や高度化の促進を図り、農業生産性の向上を目指す事業です。

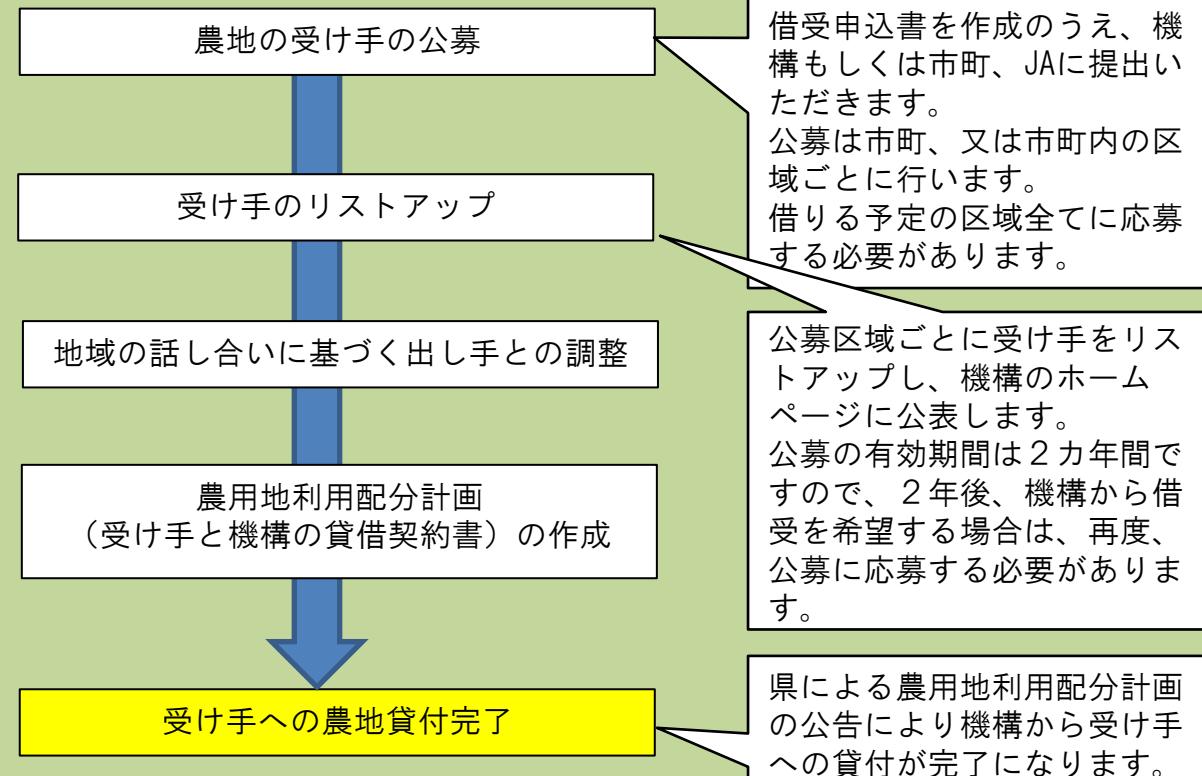
農地中間管理事業の仕組み等



農地の貸付を希望する方(出し手)へ



農地の借受を希望する方(受け手)へ



農地中間管理事業のメリット

出し手		受け手		地域
公的な機関（機構）が預かるので安心。契約が終われば農地が確実に戻る。	公的な機関（機構）が賃料を回収するので必ず賃料が振り込まれる。	出し手が複数いても契約は公的な機関（機構）とだけすれば良い。	賃料は、公的な機関（機構）へ支払うので、一括して支払える。	人・農地プラン等地域合意に基づく土地利用の推進が図れる。
要件を満たせば機構集積協力が受けられる。	市町が利用集積計画を作成するので契約書作成等が不要。	公的な機関（機構）が間に入るので安心。	公的な機関（機構）が利用配分計画を作成するので契約書作成等が不要。	現状の担い手が耕作できなくなった場合の利用調整が容易。

農地中間管理事業は、県、機構と市町、農業委員会、JA等関係機関が連携・協力して推進しています。担い手への農地集積・集約化が図られるよう、あなたの集落や地域でも将来の農地利用に向けた「話し合い」を進めましょう！

